

益田市有形文化財（美術工芸品）の指定について

3月28日に開催された定例教育委員会において、下記2件を新たに益田市有形文化財（美術工芸品）に指定することが議決されました。

今後、教育委員会告示をもって正式に市指定文化財となり、益田市指定文化財は106件（うち有形文化財は42件）となる予定です。

記

	種別	名称	員数	所在地	所有者
1	美術工芸品	かなんさんさいちようかもんごじこ 華南三彩貼花文五耳壺	1口	益田市東町25番33号	萬福寺
2	美術工芸品	かなんさんさいぼたんもんつぼ 華南三彩牡丹文壺	1口	益田市染羽町1番60号	染羽天石勝神社

1. 文化財の概要

(1) 華南三彩貼花文五耳壺

- ①所 在：益田市東町25番33号
- ②所有者：宗教法人 萬福寺
- ③年 代：戦国時代末～江戸時代初（16世紀末～17世紀初）
- ④特 徴：本資料は全国的にも数少ない華南

三彩壺（トラディスカントジャー（壺））の国内伝世品27個の一つであり、美術工芸品としての価値は非常に高く重要な文化財と評価される。

また、「益田家拝領の茶壺」との伝承は、海洋領主的性格が指摘される国人領主益田氏に南海貿易との接点があったことを窺わせるもので歴史資料としての価値も有する。



(2) 華南三彩牡丹文壺

①所 在：益田市染羽町1番60号

②所有者：宗教法人 そめはあめのいわかつじんじゃ 染羽天石勝神社

③年 代：江戸時代初（17世紀前半）

④特 徴：本資料の生産年代は益田氏が益田を離れ山口県萩市須佐に移った後と考えられるが、真言宗寺院 しょうたつじ 勝達寺と染羽天石勝神社（中世では瀧蔵権現 たきくらごんげん）は国人領主益田氏の庇護を受けた寺社であり、「益田家拝領の茶壺」とされる萬福寺所蔵品と同様に本資料も益田氏から寄進された可能性があり、益田氏と益田地域の寺社との関係性を考える上で重要な資料といえる。



また、江戸期以降の作品ではあるが完形に近い状態で残る華南三彩の流れをくむ数少ない作品の1つであり、美術工芸品としても極めて貴重である。